

## 令和元年度愛知県卸売市場審議会 会議録

### 1 日時

令和元年7月30日（火） 午後1時30分から午後2時10分まで

### 2 場所

愛知県三の丸庁舎 地下1階 B104会議室

### 3 出席者

委員 7名

説明のために出席した者 農業水産局長始め 8名

### 4 審議の概要

#### (1) 開会

10名中7名の委員が出席しており、定足数を満たしていることを確認

#### (2) 開会あいさつ

農業水産局長

#### (3) 会長の選任について

委員互選により岐阜大学応用生物科学部准教授の梶川委員を会長に選任

#### (4) 会議録署名人の指名

愛知県青果物卸売市場協会会長の池田委員、名古屋市市民経済局市民生活部長の小粥委員を署名人に指名

#### (5) 議事

##### ① 卸売市場法改正に伴う対応について

###### 【県の説明】

資料1～2に沿って説明

###### 【意見など】

(池田委員)

愛知県地方卸売市場条例は、卸売市場法改正により廃止となるとのことだが、開設の認定の為に県独自の要領や要綱を作成されるか伺いたい。

(県)

現在も様式等は規則で定めているので、引き続き規則で様式等を定めていきたいと考えている。

(梶川会長)

本日も欠席の委員からは、事前説明の折に、ご意見等はあったか。

(県)

本日も欠席の委員から、特に意見はなかった。

(梶川会長)

私の方から2点ほど意見を述べたいと思う。

一点目は、今回県の方針がこの審議会で了承されると、その後国の方針に従って、地方卸売市場が認定手続きをとることになると思うが、公益性を維持するためにも、なるべく現行の地方卸売市場が全て認定手続きをとり、行政とのつながりを今後も維持できるように説明会等で指導していただきたい。

二点目は、今回の卸売市場法改正とは直接的には関係ないが、食品衛生法の改正に伴い、2021年6月を目途に卸売市場にもHACCPの制度化が進められる。その際に担当部局だけでは、到底手が回らないと考えられる。市場整備のハードに係る部分も随分影響が出てくるので、是非とも認定手続きの過程も含めて、県の方でも関係部局それ以外も併せて、指導・助言を地方卸売市場の方にしていただきたい。

(県)

まず、一点目の認定手続きの関係については、今後市場に対して説明会を開催することにしており、基本的には、地方卸売市場ということを選ぶかどうかは各市場の判断となるが、県としては、できるだけ多くの市場が認定申請を出していただけるように丁寧な説明をしていきたいと考えている。

二点目のHACCPの関係については、国が作った基本方針の中にも記載がある。本課で直接HACCPを管轄するわけではないが、市場検査に行く機会があるので、その時に留意していきたいと考えている。

(梶川会長)

意見としては、認定手続きに関する部分とHACCPの2点があった。

これらの点については、事務局と検討のうえ、意見を反映するというので、今回事務局から示された対応案を、審議会として了承し、その旨答申することとしたいと考えているがいかがか。

(各委員異議なく了承)

(梶川会長)

また、答申の文案についても私に一任ということでよろしいか。

(各委員異議なく了承)

## ② その他

### 【事務局から連絡事項】

(県)

本日承認いただいた「卸売市場法改正に伴う対応について」を受け、愛知県

地方卸売市場条例及び愛知県卸売市場審議会条例の廃止については、今後愛知県議会に上程し、議決をいただいた後に、令和2年6月21日に施行する予定としている。

そして、愛知県卸売市場整備計画については、改正卸売市場法施行に合わせ、廃止する予定としている。

また、愛知県卸売市場審議会委員の任期については、愛知県卸売市場審議会条例の廃止までは、委員の在任期間があるので、よろしくお願ひしたい。

(6) 閉会あいさつ

農業水産局技監

(7) 閉会

以上

会議録署名者